

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年10月17日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

緑園義務教育学校 女子更衣室漏水修繕委託

2 履行（納品）場所

泉区緑園5丁目28
緑園義務教育学校

3 契約日

令和7年9月8日

4 履行日又は履行期間

令和7年9月30日

5 契約金額

165,000円

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市泉区緑園2-39-36
株式会社嵐設備

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

女子更衣室のシャワー室内の床下から漏水し、隣接する廊下諸室等の広範囲にわたり浸水したため、学校運営に支障をきたすことから、緊急契約での作業を実施した。

8 契約の相手方の選定理由

学校現場近くで、速やかに対応が可能である業者を選定した。

9 所管

教育委員会事務局施設部教育施設課